

## 災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者への支援に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）が徒步で帰宅する際の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動並びに交通が途絶した場合において帰宅困難者が徒步で帰宅する際の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達又は製造可能な物資とする。

### （協力要請）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1） 岡山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給をすること。

（2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路等の情報及びラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報を提供すること。

（3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

2 前項の要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する店舗は、岡山県内にあり、かつ、同項各号の事項の全部又は一部について協力可能な店舗とする。

4 甲及び乙は、第1項に定めのない事項についても、必要に応じて相互に協力を要請することができる。

### （要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。

3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号及び第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の支援を実施しようとする場合であって、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

### （物資の運搬及び引渡し）

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、この協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。  
(体制の整備)

第8条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給及び帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(市町村協定との調整)

第9条 乙が岡山県内市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定を優先するものとする。

(実施要領)

第10条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定及び前条の実施要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

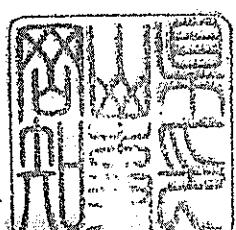
第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号  
岡山県

岡山県知事 石井正弘



乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田準一



別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区分	品名
食料品	主食	おにぎり、弁当
	副食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲料	水、茶
日用品及び 生活雑貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カッパ、 生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資 で乙が調達又は製造可能な物資	

# 災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めたとき。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

## （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品、飲料水及び生活必需品
- (2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定による要請を別紙1の文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請に対する対応の可否を甲に報告するとともに、対応が可能である場合には、当該要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずることとし、当該措置の状況を別紙2により甲に報告するものとする。

## （物資の運搬及び引渡し）

第5条 措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、当該集積場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取り、当該物資を受領したこと記した文書を乙等に交付するものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を県内市町村に依頼することができるものとする。

## （費用等）

第6条 措置により甲が供給を受けた物資の対価及び乙等が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への物資の運搬が終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用等の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

(連絡責任者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を別紙3により互いに報告するものとし、当該報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(市町村協定との調整)

第9条 乙が岡山県内市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

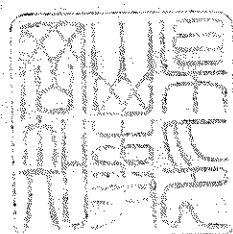
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号

岡 県

岡山県知事 石井正弘



乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 山口俊郎



## 災害時における物資の調達に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達あっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めたとき。

### （調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達又は製造が可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類及び個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は

甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の規定による引取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。
- 5 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
  - (1) 引渡しの日時及び場所
  - (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については、取引時の販売価格）とする。

(費用の支払)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲から乙指定口座に振り込むことにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立に係る連絡責任者を本協定の締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬し、供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(市町村協定との調整)

第10条 乙が岡山県内市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定を優先するものとする。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、東京地

方裁判所を第一審とすることに合意するものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間の満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

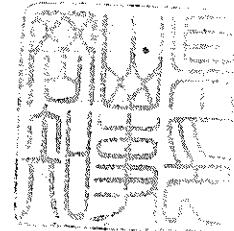
(解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲乙のいずれか一方が解約日 1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事 石井正弘



乙 大阪府吹田市豊津町9番1号  
株式会社ローソン  
代表取締役社長 新浪剛



# 災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ポプラ（以下「乙」という。）とは、災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める緊急対処事態（以下「災害等」という。）発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 岡山県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 岡山県外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、岡山県知事が救援に関する措置を実施するとき。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

## （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能なものとする。

(1) 食料品、飲料水及び生活必需品

(2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定による要請を別紙1の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請に対する対応の可否を甲に報告するとともに、対応が可能である場合には、当該要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずることとし、当該措置の状況を別紙2により甲に報告するものとする。

## （物資の運搬及び引渡し）

第5条 措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、当該集積場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取り、当該物資を受領したことを記した文書を乙等に交付するものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を県内市町村に依頼することができるものとする。

## (費用等)

第6条 措置により甲が供給を受けた物資の対価及び乙等が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への物資の運搬が終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

## (費用等の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

## (連絡責任者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を別紙3により互いに報告するものとし、当該報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

## (市町村協定との調整)

第9条 乙が岡山県内市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定を優先するものとする。

## (協議)

第10条 この協定について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

## (有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

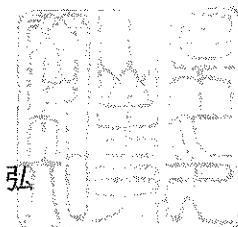
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号

岡 山 県

岡山県知事 石井正弘



乙 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒俊治

